

平成 21 年度 事業計画（案）

サブプライムの問題や、リーマンショック等の影響により、100年に一度といわれる最近の経済不況においては、福井と云う一地方に於いても同様に全産業・全職種に波紋をよんでおり、我々の業界も今までに無い大変厳しい状況にある。

こうした情勢の中、地球温暖化問題等環境問題と経済的再生の両方を推進する「低炭素・循環型社会」の構築と、金融不安解消を始めとする経済対策を柱とした政府方針が打ち出されております。しかしながら、混沌とした不況構造の中不法投棄が後を絶たず、また産業廃棄物の不適正処理も多くみられ、業界が信頼を得るには至っていない現状です。

国は、平成 18 年度より施行されている「産業廃棄物処理業者優良化に係る評価制度」に取組み、また、環境省が国の方針として平成 22 年には 50%の普及目標を掲げる「電子マニフェスト」の導入促進を進め、この機会に会社経営の近代化・高度化に取り組み、信頼される優良な業者が市場のなかで優位に立てるよう努力していきたい。

本協会としても、会員相互の資質向上と地位向上を進展させ、廃棄物の適正処理体制の確立に努めることで、業界が信頼されるよう改革をさらに進め、確固たる地位の確立を目指していきたい。

これらの状況を踏まえ、以下の事項を推進し、福井県産業廃棄物協会の健全な発展を図るものとする。

1 組織の強化、財政基盤の確立および適切な管理運営

- (1) 協会会員の加入促進に努め、組織率の向上と強化を図る。
- (2) 社会への責任と使命をにない、適切な対応を図るため三役会・理事会・及び各部会・委員会を開催し、適切な管理運営を図る。
- (3) 既部会及び委員会を開催し、適正処理など業界に係る諸問題の調査・研究にあたる。
- (4) 労働災害の減少を図るため、安全衛生活動の促進を図る。
- (5) 新公益法人制度改革に伴い公益法人化を目指し取り組む。

2 適正処理に関する普及啓発

- (1) 産業廃棄物の適正処理や不法投棄防止の啓発を実施する。
- (2) 産業廃棄物の適正処理のための処理委託基準契約書の周知を図る。
- (3) 産業廃棄物の適正処理のため管理票(マニフェスト)の普及を図る。
- (4) 産業廃棄物の適正処理のため指導員の巡回指導を実施する。
- (5) 適正処理自主点検マニュアルを活用し、自主点検の励行を図る。
- (6) 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準の周知を図る。
- (7) 電子マニフェストの普及促進を図る。

3 安全衛生活動の推進

- (1) (社)全国産業廃棄物連合会における安全衛生委員会に参加する。
- (2) 労働災害防止および快適な職場作りの普及向上を図る。
- (3) 安全衛生チェックリストの使用およびヒヤリ・ハット体験報告書の活用を図る。
- (4) 講習会を行う。

4 資質向上を図るための研修会等

(1) 改正廃棄物処理法、産業廃棄物適正処理意識の普及、処理技術の向上を図るため研修会、講習会や説明会を開催する。

(2) 産業廃棄物の減量化および再利用の普及向上を図るため研修会を開催する。

(3) 産業廃棄物関係許可申請に関する講習会を開催する。

ア 特別管理産業廃棄物管理責任者課程

平成 21 年 8 月 26 日(水)

定員 120 名

場 所 福井新聞社 風の森ホール

受講料 12,000 円(消費税込)

イ (更新)産業廃棄物処分課程

平成 21 年 12 月 1 日(火)～2 日(水)

定員 150 名

場 所 福井県自治会館

受講料 25,200 円(消費税込)処分課程のみ

40,600 円(消費税込)収運・処分 両課程

ウ (新規)産業廃棄物収集運搬課程

平成 22 年 2 月 24 日(水)～25 日(木)

定員 150 名

場 所 福井県自治会館

受講料 30,400 円(消費税込)

(4) 廃棄物処理法に係る委託契約書、管理票(マニフェスト)等の実務者に対する研修会を開催する。

5 行政機関および関係諸団体との連携強化

産業廃棄物の適正処理推進のため、国、県、市町村ならびに(社)全国産業廃棄物連合会、(財)日本産業廃棄物処理振興センター、(財)産業廃棄物処理事業財団、(財)日本環境衛生センター等産業廃棄物関係諸団体との連携を強化する。

特に県との情報交換の場を強化し、適正処理が積極的に推進できるよう努めたい。

6 調査研究の推進

- (1) 福井県は「産業廃棄物処理業の優良性の判断に係る評価制度」を施行したが、これに対応するため、優良化を目指す処理業者への取り組みが十分図れるよう調査研究を進めたい。
- (2) 県は、県および市町村等と協会の間で、災害廃棄物処理体制の構築を進めたいとしており、これに応えるための調査研究を進めたい。

7 産業廃棄物関係情報の伝達

- (1) 関係情報機関の情報を伝達していきたい。
- (2) 「さんぱい福井」をより充実させて引き続き発行し、綿密な情報を提供していきたい。
- (3) ホームページを充実し、会員、排出事業者、県民などに産業廃棄物の適正処理を普及していきたい。

8 産業廃棄物関係許可期限満了および許可申請講習会の個人通知

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による許可期限満了日の事前お知らせおよび許可申請に必要な講習会の受講案内をする。

9 その他

- (1) 行政、地域住民等に協力し、不法投棄廃棄物の撤去作業を実施していきたい。
- (2) 各種団体の要請に応え、関係講習会を開催していきたい。
- (3) 環境省、福井県が実施する各種啓蒙活動に協賛し参加していきたい。